イギリスの教育裁判における過失責任

―― 地方当局の代位責任に関する判例に着目して ――

永田　喜裕

（名古屋大学大学院）

1．はじめに

2000年、最高法院が、失語症の児童に対する学校心理士の過失を問うフェルプス裁判（Phelps v. The London Borough of Hillingdon）[1]において地方当局の代位責任を認めたことは、これまで地方当局の代位責任を認めなかった従来の判決を覆す意味において、教育裁判における画期的な判決として評価されている。本稿は、イギリスの教育裁判において地方当局の代位責任を認めたフェルプス裁判の判決の意味と判決の論理を解明することを目的とする。

イギリスの教育裁判では、児童が被った損害をめぐって、保護者または児童が原告となり地方当局ないしは学校の過失責任（negligent liability）を争う訴訟が多く見られる。これらの訴訟に共通するのは、学校の教職員の直接責任、ないしは地方当局の代位責任（vicarious liability）の追及である。代位責任は、被雇用者が職場で犯した不法行為に対して、雇用者に落ち度がなくても、雇用者に課される使用者責任である。すなわち、地方当局の代位責任は、地方当局が雇用する学校教員や学校心理士が損害を与えた場合、地方当局に問われる使用者責任である。従来、地方当局が雇用する教員、学校心理士が犯した過失に対して、当事者に直接責任が判決されることはあっても、地方当局に代位責任が判決されることはなかった。

フェルプス裁判以前に、代位責任が判決されなかった主たる理由は、イギリスの地方行政を支える法制度に求められる。イギリス議会は地方教育当局を含む地方当局に権限を委譲し、地方当局は委譲された権限の範囲内で自由裁量権限を行使して行政を担当してきた。このように、制定法で保障された地方当局の自由裁量権限を理由として、学校の過失責任を争う教育裁判において、地方当局に代位責任が判示されることはなく、学校または教員の直接責任のみが判示されてきた。

イギリス法は、教育法や地方政府法などの制定法に加えて、判例法であるコモンローを主な法源とする。裁判では、制定法を根拠にするとともに、コモンローにおけるケアの義務違反が争われる。さらに、代位責任は、コモンローのなかで争われる。なお、原告側から代位責任の申立てがなくても、代位責任が審査されることがある。

地方当局に代位責任を認めたフェルプス判決は、近年のイギリスの教育裁判における特筆すべき出来事として、教育分野の研究者にとどまらず、教育現場にも影響を与えており、とくに、地方当局は過失責任をめぐる裁判に戦々恐々であると報じている[2]。教育法に詳しいハリスは、フ

ェルプス裁判のように地方当局の代位責任を認めた判決は、過去に例を見ないと述べており[3]、教育法学者のメレディスも同様の意見を述べている[4]。

本稿において解明すべき課題は、次の２つにまとめられる。

１　何故、フェルプス以前の裁判において、代位責任が認められなかったか。

第１の課題を解明するため、1995年のベッドフォードシャー裁判（X v. Bedfordshire County Council）[5]の判例を分析する。ベッドフォードシャー裁判は、児童虐待をめぐって、地方当局のケアの義務違反を問う訴訟が棄却され、地方当局に代位責任を認めなかった特徴をもっている。なお、ベッドフォードシャー裁判は、フェルプス裁判に関連する判例として、並置して紹介されている[6]。

２　何故、フェルプス裁判において、代位責任が認められたのか。

第２の課題を解明するため、フェルプス裁判の判例を詳細に分析して、判決の論理を解明するなかで、ベッドフォードシャー裁判以降に新たに出現した判例における見解を精査する。

これまでの日本の教育裁判における学校事故の判例を繙くと、教師の信義則上の安全配慮義務違反または事故の予見可能性を理由として、教師の過失責任を認めてきた。また、学校事故に関連して地方自治体の賠償責任を争う訴訟において、国家賠償法１条を適用して、地方自治体に国家賠償を判決する事案も多く見られた[7]。しかし、地方自治体の代位責任が争われたことも、判示されたこともなかった。

もとより、法制度として、イギリスは判例法主義をとり、日本は成文法主義をとる点において相違があるのみならず、日英の裁判制度も異なる。それでもなお、イギリスの教育裁判において、長年認められなかった代位責任が判決された意味と判決の論理を考察することは、日本の教育裁判のありかたを考えるうえで、十分に意義あることと思われる。

なお、ベッドフォードシャー裁判における最高法院の法廷意見はウィルキンソンなどの５人の判事が執筆し、フェルプス裁判における最高法院の法廷意見はハドリーなどの５人の判事が執筆した。各判例において、単に判事と書く場合は、上記の判事集団を指す。また本稿において、イギリスはイングランドを指す。

２．判例の概要

教育の過失責任に関する２つの判例を取り上げて、その概要を紹介する。これらの事例は、ベッドフォードシャー裁判およびフェルプス裁判であり、教育法、青少年法、児童法に基づいて訴訟されたものである。なお、ベッドフォードシャー判例は、控訴院から最高法院に上告された事案を最高法院が棄却した経緯についての裁判記録である。また、フェルプス判例は、一審から控訴院に上告され、さらに控訴院から最高法院たる貴族院に上告された事案を判決した経緯についての裁判記録である。

（1） 法廷の論理の前提

判決の詳細に入る前に、法廷の論理の前提として確立されている見解を紹介する。ベッドフォードシャー裁判の判例にも明記されているが、訴訟が生起する問題に対する法廷の判決は、政策上の問題を含まないことを前提とする。言い換えると、原告、被告双方の主張に対する法廷の評価は、政策マターを考慮しないことが要求される。この意味において、判決に至る法廷の論理は、教育政策、教育施策に左右されることはなく、まして、教育に関する社会的背景に左右されることはない。

（2） ベッドフォードシャー裁判

原告は、事務弁護士（solicitor）によって訴訟している両親の5人の子供である。被告は、子供の居住地域であるベッドフォードシャー県の地方当局である。

訴訟上の請求は三つの期間に渡る。最初の時期は、1987年11月から1989年12月迄である。最初に、児童虐待の状況について、家庭訪問者により県参事会宛に報告書が作成された。県参事会は、子供たちに児童保護の登録をすべきという家庭訪問者の助言を拒否したので、協議はなされなかった。第二の時期は、1990年3月から1991年1月迄である。県参事会宛の報告書が作成され、協議がなされたが、どの子供にも児童保護の登録がおこなわれず、児童保護のための裁判所の命令を求めないことが決められた。第三の時期は、父親が、県参事会に子供たちの養子縁組を依頼した1991年7月に始まる。父親の再三の依頼にもかかわらず、県参事会は何の行動も起こさなかったが、母親が養子縁組を県参事会に申し出たので、県参事会は子供たちを里親の下に置いた。ここに至る経緯のなかで、県のソーシャルワーカーと両親の間で意見の対立が見られた。両親はケアの続行を望んだが、ソーシャルワーカーは、両親から子供たちの切り離しを考えたからである。1992年6月、子供たちに児童保護の登録手続きがなされたが、県参事会は保護命令のための一歩を踏み出そうとしなかった。1992年10月、県参事会は、保護命令を決定し、同年12月、暫定的な保護命令が出され、1993年4月、県は子供たちの窮状を無視していない旨を追加した最終命令がなされた。

1993年6月、原告は訴訟手続きに入り、訴答書面において、原告に対して負う地方当局によるケアの義務違反を主張した。すなわち、議会が地方当局に授与した自由裁量の履行の失敗は過失であるとして、制定法の義務違反を主張した。また、原告は、制定法の社会福祉行政に関して、コモンローの義務違反を訴えた。なお、地方当局の専門家であるソーシャルワーカーが負うケアの義務違反に関して、地方当局の代位責任の主張はなされなかった。

判決

原告は、ベッドフォードシャー地方当局に対する訴訟を棄却した一審判決を不服として、控訴院に上告した。控訴院は、上告を受けて事案を審理したが、請求を棄却した。さらに、最高法院は、訴訟上の請求を棄却した。

（3）　フェルプス裁判

原告は女児であり、被告はヒリンドン・ロンドン自治区の地方当局である。

原告の女児は1973年12月に生まれた。訴訟時には、誕生以来、失語症であったことが知られている。女児は1978年9月にHインファントスクールにおいて学校生活が始まり、同年11月、学習進度を理由に学校の心理カウンセラーの診察を受け、知能指数が93であり平均的な知能の持ち主と評価された。1981年9月、女児はHジュニアスクールに入学したが、読む能力は極めて低い水準であった。児童ガイダンス・クリニックのU博士と心理セラピストは、女児の問題点は両親との関係における感情的な原因から生じたと考えたが、スタッフの誰もが、女児が失語症であると考えなかった。1985年、女児はM学校に転校した。実年令は11才9ケ月であったが、読む能力は6才9ケ月と評価された。

1985年10月、M学校の教頭は、ヒリンドン・ロンドン自治区の心理サービス部門に女児を照会し、学校心理士によって診察された。学校心理士は、テストの結果に特段の弱点は現れないが、読む能力は7才3ケ月であると報告した。学校心理士は、読む能力とスペリングにおいて問題が認められると診断したが、失語症とは診断しなかった。また、ACIDプロフィールテスト[8]において、失語症は示されなかった。

1985年の年末から、女児は英語と算数に関する特別支援授業を週6時間受講したが、失語症の児童向けに設計された授業ではなかった。最後の3年間、女児は学校を休みがちであった。理由は、優れぬ健康と無断欠席による。幾人かのスタッフは女児の知能は劣っていないと考えたが、どのスタッフも彼女を失語症とは考えなかった。なお、不登校の3年間、原告は授業料を支払った。1989年、学校を辞める前に、女児は失語症研究所の専門家により失語症と診断され、読む能力は7才9か月と評価された。1990年4月、女児は職を得たが、リテラシーを必要とする仕事に対して困難に直面し、翌年7月、解雇されるに至り、以来、彼女は雇用されることはなかった。

判決

一審は、ヒリンドン地方当局に直接責任を認めて、原告に損害に相当する金額を支払うように判示した。控訴審は上告を棄却した。最高法院は、学校心理士に直接責任を認め、さらにヒリンドン地方当局に代位責任を認める判決を下した。

3．制定法の義務とコモンローの義務

制定法の義務とコモンローの義務に関する概念について、ベッドフォードシャー裁判の判事が執筆した法廷意見で確認する。なお、これらの概念は、法廷の論理展開を明快にするものであり、フェルプス裁判においても援用できるものである。

公法の違反は、損害に対する請求を提起することはできない。損害請求は、私法に基づかなければならない。ベッドフォードシャー裁判とフェルプス裁判に共通するのは、損害に対する私法の訴えである。損害請求の訴訟は、次の４つのカテゴリに分類できる。

１、制定法の違反に基づく訴訟

制定法の違反を根拠とする訴訟は、制定法の義務違反のみならず違反から生じた損害を理由とする。ただし、この訴訟理由は、原告の権利に対するコモンローの違反、被告による不注意を含まない。裁判にあたって、制定法を根拠とする訴訟理由が成立するかを決定しなければならないが、その決定の基本的な原則は、制定法の義務違反の訴訟が私法を理由としないことである。

２、制定法の義務の不注意履行（careless performance of a statutory duty）に基づく訴訟

制定法の義務の不注意履行というカテゴリは、制定法の義務が存在するところにおいて、義務の過失となる違反があるが、原告に対してコモンローのケアの義務の下にない場合である。ここでいう「過失」は、単なる不注意だけでなくコモンローにおけるケアの義務がないことを意味する。

３、コモンローにおけるケアの義務に基づく訴訟

このカテゴリにおいて訴訟上の請求が主張するのは、①制定法の義務が、被告によって原告に負うべきケアのコモンローの義務を生じさせた場合、または、②制定法の義務の履行において、原告と被告との間でコモンローにおけるケアの義務を生じさせた場合である。また、原告に対する当局のケアの義務の有無にかかわらず、制定法の履行に従事する当局の公務員がケアのコモンローの義務の下で違反に問われ、それに対して当局が代位責任に問われることがある。

４、公共機関における失当な行為（misfeasance）に基づく訴訟

公共機関における失当な行為は、原告を権利侵害する意図をともなうか、もしくは、行為が不法であると知りながら、制定法の権限を行使することをいう。なお、４番目のカテゴリは、今回の２つの裁判に該当しない。

４．判決の論理

ベッドフォードシャー裁判とフェルプス裁判について、最高法院を中心とする判決の論理を精査して、２つの事例に共通する視点から、判決の根拠となった法廷の見解を整理する。共通する視点は、制定法の義務、ケアに対するコモンローの義務、地方当局の自由裁量、代位責任、専門家の責任、専門家の予見可能性などである。

（1）　ベッドフォードシャー裁判の判決の論理

最高法院は、請求を棄却した[9]。その概要について以下で明らかにする。

１、制定法

まず、訴訟の根拠とする制定法から述べる。原告が、控訴院で義務違反にあたると主張した制定法は、1969年児童青少年法2条[10]、1980年児童法1、2条[11]、1989年児童法17条[12]である。控

訴院は、制定法の違反を根拠とする上告を、全員一致で棄却した。さらに、最高法院で追加された根拠とする制定法は、1970年地方当局社会サービス法7条[13]である。これらの制定法は、児童の安寧と地域の社会福祉を促進するために導入されたものである。

ここで、制定法と私法による訴訟との関係が問題になる。判事の見解として、制定法に基づく訴訟は私法を理由としない。なぜならば、ケアを目的とする1969年児童青少年法2条2項により課される義務は、地方当局の主観的な判断によるという条件付きである。同様に、児童がケアを受けるための地方当局の義務は、1980年児童法2条1項によると、両親が児童に物資を提供することが出来なくなり、かつ、地方当局の介入が児童の利益に必要であることが明らかになったときに発生する。このように、制定法の規定によると、地方当局の判断は条件付きであり、かつ主観的である。このような地方当局の義務を、公法の義務以上に扱うことは無理があると判断した。

最高法院は、制定法の義務違反についての上告を棄却した。

2、コモンロー

コモンローにおけるケアの義務とは何であろうか。J判事は、地方当局が負うコモンローにおけるケアの義務について、児童を保護する目的で道理あるケアをするために、不作為または虐待の報告を受ける公務員の児童に対する義務と定式化した。

地方当局に対する訴訟は、時には、政策の評価がからむことがある。ここで問題となるのは、法廷が、本来の目的から正当化することができない、政策の評価を扱うかということである。原告が主張する義務違反は、子どもの親からの切り離し、ソーシャルワーカーへの割り当てなどに関するものであるが、これらは政策の評価をおこなうものではないため、請求全体の棄却はなかった。

つぎに、地方当局による義務違反を指摘した原告の主張について、当局の措置が、議会が地方当局に授与した自由裁量のなかでの決定か否かが問題となった。訴状は、地方当局が児童を母親のケアから切り離すステップを取ることに失敗した、すなわち、議会が地方当局に授けた自由裁量を適切に履行するうえで過失があったと主張した。しかし、判事は、この主張に対して、地方当局の自由裁量権限を理由として、上告を棄却することは正しくないと考えた。なぜなら、原告は、地方当局の決定が合理性を欠いており、当局は議会から授けられた自由裁量の範囲外で失敗したと主張する余地があるからである。

つぎに、地方当局の予見可能性が問題になった。カパロ裁判（Caparo Industries Plc v. Dickman）[14]で判示された原則を本事案にあてはめると、制定法の義務の履行において地方当局に過失があり、かつ、地方当局と原告の関係が近接しているならば、地方当局は損害について予見可能性があることになり、地方当局は直接義務を負うことになる。カパロ裁判は、すべての状況においてコモンローの義務を課すことは道理に適うと判示しているが、当該裁判は、経済的な損失が申し立てられている場合に限定されていることから、判事はこの見解に同意しなかった。

さらに、児童を保護するために、制定法の義務の履行に関連して、コモンローの義務を地方当局に重ねることは道理に適うのかという問題が提起された。これに対する判事の見解は否定的である。一方、控訴院の記録長官[15]は、公共政策における約因（consideration）として、不法行為

は救済されるべきであるとの見解を取った。ここで、約因とは、契約における受益者の損失であり、契約を構成する約束に拘束力を与える根拠である[16]。控訴院の記録長官の解釈によると、約因は公共政策という社会契約における不正行為を意味する。しかし、判事は、記録長官の不法行為は救済されるべきという約因説に対抗して、本事案における約因として、以下を列挙した。①ケアを目的とするコモンローの義務は、危機にある児童のケアのための制定法全体を横断するため、児童の保護は地方当局のみがおこなう領域ではない。②地方当局の仕事はデリケートであり、児童の安寧だけでなく児童の家庭環境を崩壊させないことが要求される。③損害に対する責任が課されるならば、地方当局は義務に対してより保身的になる。

最後に、専門家であるソーシャルワーカーに直接責任を課すことが適切であるかを問題にした。これについて、最高法院は、原告が制定法の社会福祉スキーマに関してコモンローにおけるケアの義務を求めていることに注目して、以下の見解を取った。このスキーマは、社会的弱者の保護を目的として、自由裁量権限を行使する専門家を含んでいる。行政専門家としての警察官または公正取引委員会委員は、コモンローにおけるケアの義務を負うが、犯罪被害や商取引の損失に対して、警察官や公正取引委員会委員が直接責任を負わないことは言うまでもない。従って、地方当局の専門家にコモンローにおけるケアの義務が課されると考えることは適切ではないと判断された。

最高法院は、コモンローにおけるケアの義務を根拠とする上告を棄却した。

３、代位責任

最高法院が代位責任を認められないと判示した理由を示す。訴答書面を読む限り、原告に対して県参事会が負うべきケアの直接義務のみが主張されており、参事会に代位責任があるとの記載は見当たらない。しかし、前述したように、代位責任に関して訴訟上の申立てがなくても、代位責任の有無の判断は必要であると判断した。

さて、技能とケアを施す医師の義務は、コモンローにおけるケアの義務として確立されている。このような職業上の義務は、契約内容にかかわりなく、第三者との契約に準じて、専門家が原告に対して行為するところに生ずるものである。ヘンダーソン裁判（Henderson v. Merrett Syndicates Ltd.）[17]における見解に従うと、一旦、専門家が原告と接触したならば、専門家は原告に対して専門的な技能を適切に行使する義務を負う、さらに、専門家は、間違った助言が原告に損害を与えることが予見できるので、専門家は、地方当局に助言を提供することに関して原告に責任を負うと考えられる。判事はこの見解を支持せず、専門家のソーシャルワーカーは、地方当局に助言をおこなうため地方当局に義務を負うことになり、原告の児童に対するケアの義務はないとした。もし、判事の見解に反して、専門家が原告にケアの責任を負うならば、この見解は地方当局が負う直接義務は無いことになり、このことは専門家にケアの義務を課すことは如何なものかということになる。この理由から、専門家の直接責任と地方当局の代位責任は不可分の関係にあるとされた。すでに、行政専門家はケアの義務を負うが、被害者に直接責任を負わないとの見解が支持されていたため、地方当局は代位責任を負わないと判示された。

(2)　フェルプス裁判の判決の論理

①　一審

フェルプス裁判の一審判決は、結果的に、地方当局に代位責任を認めた最高法院判決を準備する役割を果たした。この意味で、一審判決は重要である。

原告は、1944年教育法[18]、1981年教育法[19]、1983年教育（特別教育の必要性）規則[20]の下における制定法の義務違反と過失をヒリンドン・ロンドン自治区当局から被ったとして、訴訟上の請求をおこない、地方当局は、女児の学習困難と失語症の発見、評価、診断、処置について道理にかなったケアを実施することに失敗したと主張した。また、陳述において、経験を積んだ学校心理士に女児を照会することに失敗したと主張した。

G判事は、地方当局と学校が学校心理士の助言に依存することから、学校心理士は女児にケアの義務を負うとの見解を持つに至った。また、地方当局は、学校心理士による義務違反に対する責任を負うのではないかと考えた。さらに、学校心理士が、1985年10月、最初に、女児が失語症でないと誤診したことについて、判事は、「これは判断の瑕疵以上である。これは、通常の職業能力を持つメンバーに期待されるケアと技能の実施における失敗である」との見解を持った。また、G判事は、学習速度が殆ど進展しないときに、心理士が当初の所見を見直さなかった点において違反があると考えた。しかし、同時に、心理士に、女児に対する新たな見方を要求することは過度に高い義務を課すことになるとの見解に立った。

一審は、地方当局に直接責任を認めて、一般的な損害賠償に加えて、授業料の負担額および逸失利益を原告に支払うように判決した。

②　控訴審

本事案の控訴審判決は、過去の判決の論理を反映したものである。上訴した地方当局は、一審判決における、損害賠償や女児に対する学校心理士の役割などに関する見解に異議を申し立てた。控訴審の判事は、学校心理士以外の教員に対する直接責任、および、教員に関する地方当局の代位責任には、関心を払わなかった。

最初に、学校心理士のみに責任があるとの意見が出された。S判事から、女児を保護する責任を仮定すると、経済的な損失に対する請求の余地があるという見解が出された。また、地方当局に対する直接請求は認められないが、学校心理士個人に責任がありえるとされた。

つぎに、学校心理士は学際的なチームの一員のため、責任を負わないとの意見が出された。S判事は、教育心理サービスは公共一般でなく、制定法の履行において地方当局が助言を得るために使用されるとの見解に立った。また、学校心理士は、学際的なチームの一員であることから、学校心理士、教員、保護者には意見衝突があり、学校心理士は職務遂行以上のことをしていないと所見を述べた。控訴院裁判官は、学校心理士に義務違反はないというS判事の見解に基づいて、学校心理士に責任があるとみなすことは、学校心理士に余りに高度な義務を課していると結論づけた。

控訴院は上告を棄却した。女児は最高法院たる貴族院に上告した。

③　最高法院

最高法院における判決の論理を、制定法の義務違反、ケアに対するコモンローの義務違反の観点から、精査して整理する。なお、地方当局に下された代位責任の理由は、ケアに対するコモンローの義務違反のなかで審議された。

１、制定法

制定法を根拠とする義務の履行の失敗に対する請求は、法制上、極めて困難である。制定法から見た判決の論理の概略を以下に示す。

原告は、地方教育当局は1944年教育法の義務を履行する責任があるとして、ヒリンドン地方当局を上訴した。1944年教育法8条、34条、36条に照らすと、ヒリンドン地方当局は、女児の教育上の必要性と抱えている問題の評価と処置において専門的な技能とケアに依存する原告に義務を負うと主張した。また、1985年から90年までに、M学校および学校の心理サービスにおいて雇用されている公務員および学校心理士の取った行動は、義務違反にあたると主張した。地方当局は、学習困難な児童にサービスなどの便宜を提供しなければならないが、これらの義務の履行に失敗すれば、児童の教育、安寧、将来に深刻な影響を与えることになることは言うまでもない。しかし、一般に、地方当局に課される義務の性質として、議会は、損害による制定法の救済手段を作る意図はないとされている。判事の見解として、社会保障において自由裁量を地方当局に授ける制定法において、義務の履行の失敗による損害が示されたとしても、金銭的な補償に導くものではないとした。

最高法院は、制定法に照らして、上告を棄却した。

２、コモンロー

ここでは、コモンローを根拠とする訴訟において、ベッドフォードシャー裁判と異なる、フェルプス判決の論理を見ていくことにする。制定法に照らすと、制定法の義務違反が地方当局の責任を問えないことは明らかにされた。しかし、コモンローに照らすと、地方当局は、地方当局の公務員または代理人による制定法の義務履行におけるコモンローの過失において責任がないという解釈はできないとされている。

最高法院は、バレット裁判（Barrett v. London Borough of Enfield）[21]における見解を支持した。すなわち、「過失請求された訴訟が制定法の自由裁量のなかで審議されるという事実は、過失請求が法廷にもちこまれないという見解を支持する理由にならない」との見解を支持した。すなわち、地方当局による制定法の義務の履行から発生した損害に対して、地方当局が、コモンローの過失に責任を負うことは無いとは断言できない。本事案において、原告の請求が正当と認められないとする根拠はないため、審議事項は、①損害の予見可能性および②専門家の助言をケアの義務と認定することの２つとされた。

ここで、本裁判の根本にかかわる２つの問題が起こる。第1の質問として、地方当局の義務履行の一環として専門的なサービスを実行するために、学校心理士が雇用されているならば、学校心理士はケアの義務を負わないのか、第２の質問として、学校心理士がケア義務を違反したなら

ば、雇用者としての地方当局は代位責任を負うべきでないのかということになる。

第１の質問は、直接責任に係る問題である。長きに渡って確立された、専門家に関する基本的見解が存在する。それは、「特別な技能と専門性を有する専門家は、技能とケアを施さないならば、かつ、ケアの欠落により権利侵害または損害が起こることが示されるならば、侵害されると予想される人にケアの義務を負う」というものである。最高法院は、この基本的見解に基づいて、学校心理士の位置づけをおこなった。このようなケアの義務は、事態を引き起こした人と損害を被った人との契約上の関係に依存しない。医師、学校心理士は、明らかに特別な技能または専門職を行使する人である[22]。学校心理士が雇用契約において技能とケアの履行を当局に負う事実は、児童に何の義務を負わないことを意味するのではない。また、地方当局の制定法の義務の履行を遂行するために、学校心理士が呼ばれたことは、学校心理士がケア義務を負わないことを意味するのではない。

第１の質問において、すでに、学校心理士に関する一般的な位置付けは上記の見解に達した。依然として残る課題は、法がケアの義務と認める状況のなかで、如何に学校心理士が女児に対応したかを示すことである。女児に対する評価と治療の助言のために、学校心理士が呼ばれたならば、両親と教師が学校心理士の助言に従うことは明白である。しかし、両親などの関係者にも責任があるという見解は間違いであるとされた。学校心理士のケアの失敗の結果として、女児は被害を被った。もし、損害の予見可能性と因果関係が確立されているならば、被害はコモンローの損害要件を構成することは疑いの余地がない。学校心理士が女児の先天的条件の診断と適切な行動をとることに失敗したことが、女児の学習到達レベルの低下につながり、女児の雇用と賃金の損失につながった。最高法院は、このような請求を排除する理由はないと判断した。

第２の質問に関して、被雇用者の学校心理士は、地方教育当局に代って（下線筆者）、ケアの義務を負うため、学校心理士によるケアの義務違反が認定されるならば、被雇用者の過失に対して、地方当局は代位責任があることになる。しかし、これまで、地方当局に代位責任を認めた、前例となる判例は見当たらなかった。

被雇用者としての学校心理士の事実認定は、以下の通りである。学校心理士は、幾度となく、女児を評価して助言をあたえることを求められた。原因が何であれ、女児の学習困難は明白であった。学校心理士の主な任務は、原因の発見であった。学校心理士は、女児の件で呼ばれた専門家であり、その役割は中心的であった。学校心理士は、ヒリンドン当局だけでなく、スタッフにも助言をするために、呼ばれたのである。学校心理士は、何度も両親と面談をおこない、女児の母は女児を特別支援学校に送らねばと思っていた。なぜならば、学校心理士から、失語症との説明が無かったからである。学校心理士は、女児の評価と女児の将来への助言の重要性に気付くべきであった。また、学校心理士が学際的なチームの一員であることを強調することは、責任逃れの言い訳に過ぎないと判断した。学校心理士と女児とのつながりは密接であった。判事は、この状況において、学校心理士にケアの義務を持たない理由を見つけることができないと判断した。裁判長は、学校心理士はケアの義務を負うと判断し、さらに、もし学校心理士に義務違反があるならば、学校心理士は地方当局に代って（下線筆者）ケアの義務を負うため、ヒリンドン地方当局は代位責任があると考えた。

最高法院は、学校心理士がおこなったテストについて、専門家の証言を交えて、審査した。裁判長は、学校心理士は、1985年10月またはその直後に、失語症と診断すべきであったと認定した。法廷に呼ばれた専門家たちは、ACIDプロフィールテストの結果が明瞭でないときには、適切なテストをおこなうべきであったと証言した。学校心理士は、Hジュニアスクールの U博士と心理セラピストの判断を鵜呑みにして、女児の学習困難は女児の感情的な原因によると早計に判断して、専門家としての原因究明に失敗したと認定した。過失についての第二の見解として、特別支援教育にもかかわらず、学習の進展が殆ど見られないときに、学校心理士は治療方法を再考すべきであったこととされた。教育心理学者のR博士は、女児が適切に診断されて処置されていたならば、卒業時には、話せるようになったであろうと証言した。裁判長の判断は、R博士の所見に基づいて形成された。

かくして、最高法院は、バレット裁判の見解を踏まえたうえで、上記の事実認定に基づいて、学校心理士に直接責任を認め、地方当局に代位責任を認める判決を下した。

5．考察

ベッドフォードシャー裁判およびフェルプス裁判における判決の論理について考察する。二つの裁判の訴訟内容は異なるが、かくも異なる結果になった理由は何故であろうか。ここでは、最高法院の判決に影響を与えた判事の見解を中心に取り上げる。

まず、制定法の視点から判決を見ることにする。ベッドフォードシャー判決によると、制定法に基づく訴訟は、私法を理由としないとされている。また、制定法の条文に従うと、ケアを目的とする義務は地方当局の判断による条件付きであるとされている。従って、このような義務を、公法の義務以上と扱うことは無理があると判断した。フェルプス判決では、社会保障において、自由裁量を地方当局に授与する制定法において、義務履行の違反があったとしても救済手段は認められないとされた。制定法の視点から見ると、ベッドフォードシャー判決とフェルプス判決において根本的な判決理由の違いはないといえる。結果として、本訴訟に対して制定法を根拠とすることは退けられた。

次にコモンローの視点の判決から見ることにする。ベッドフォードシャー判決とフェルプス判決における決定的な違いは、コモンローから見た自由裁量の捉え方である。ベッドフォードシャー裁判は、自由裁量権限を行使する行政専門家は、コモンローにおけるケアの義務を負うが、公正取引委員会委員のように商取引の損失に直接責任を負わない、との見解を採用した。一方、フェルプス裁判は、過失請求された訴訟が、制定法の自由裁量のなかで審議されるという事実は、過失請求が法廷に持ち込まれないという見解を支持する理由にならない、とのバレット裁判における見解を採用した。フェルプス裁判がベッドフォードシャー裁判と異なる画期的な判決を下した最大の要因は、バレット裁判の見解を採用したことである。ベッドフォードシャー裁判は1995年に判決されたので、1999年のバレット裁判の判例は先行事例にならなかった。

コモンローの視点から、フェルプス判決において、学校心理士の直接責任が審議された。判決は、学校心理士が雇用契約において技能とケアの履行を当局に負う事実は、児童に何の義務を負

わないことを意味しない、また、地方当局の制定法の義務の履行を遂行するために、学校心理士が呼ばれたことは、学校心理士がケア義務を負わないことを意味しないとの見解を取った。

また、ベッドフォードシャー判決では、制定法の義務をコモンローに重ねることについて審議された。記録長官は、約因として、不法行為は救済されるべきであるとの見解を支持したが、判事は、別の約因として、ケアを目的とするコモンローの義務は制定法全体を横断するとして、記録長官の見解に否定的であった。記録長官による、社会政策約因の指摘は、地方当局の自由裁量権限との関係において重要であると思われる。

つぎに、代位責任の視点から見ることにする。ベッドフォードシャー裁判では、専門家が原告と接触したならば、専門家は技能の行使において原告に対する義務を負う、さらに、専門家は助言が損害に与える影響を予見できるので、専門家は地方当局に助言を提供することに関して原告に責任を負うとのヘンダーソン裁判の見解を支持せず、判事は、専門家は、地方当局に助言をおこなうため、地方当局に義務を負うことになり、原告の児童に対するケアの義務はないとの見解をとった。判事は、専門家にケアの義務はないとしたが、専門家が原告にケアの責任を負うならば、地方当局に義務の責任がないことになり、専門家にケアの責任を課すことに疑問が呈されて、専門家の直接責任と地方当局の代位責任は不可分な関係にあるとの見解が支持された。すでに、行政専門家は、公正取引委員会委員のように、損害に直接責任を負わないとの見解が支持されていたため、地方当局への代位責任は判示されなかった。

フェルプス判決において、地方当局に代位責任を判決したことは、つぎの３つの理由による。第一に、学校心理士の役割は中心的であったため、学校心理士は地方教育当局に代って（下線筆者）ケアの義務を負うとみなせること、さらに、学校心理士に義務違反があるならば、地方当局は代位責任があると認定できることである。第二に、一審のＧ判事は、「これは、判断の瑕疵以上である。それは、学校心理士の職業の通常の能力がある専門家に期待されるケアと技能の程度を実施する失敗である」との見解を取り、被雇用者たる学校心理士の判断の瑕疵が共通認識となったからである。第三に、女児が適切に診断されて処置されていたならば、卒業時には、話せるようになったであろうと証言したＲ博士の所見である。裁判長の見解は、バレット裁判の見解を踏まえたうえで、Ｒ博士の事実認定に関する所見に基づいて形成された。

つぎに、双方の裁判で重要な論点となる、専門家の評価に移る。ベッドフォードシャー裁判において、控訴審では、専門家は原告に責任を負うという見解が取られたが、最高法院の判事は、専門家は地方当局に責任を負うという見解を取った。フェルプス判決では、専門家は、ケアの欠落により損害を引き起こすならば、ケアの義務を負うという基本的解釈を確認した。そのうえで、専門家は、ケアの履行を地方当局に負うことは、原告に対する専門家の責任を免除するものではないとされた。控訴院におけるフェルプス裁判では、学校心理士が学際的なチームの一員であることが強調されて、チームの他のメンバーと意見衝突の余地があり、学校心理士は義務を遂行する以上のことをしていないとの見解が採られた。最高法院は、学校心理士は学際的なチームの一員であったと強調することは言い訳に過ぎないと判断した。

最後に、専門家による損害の予見可能性から見ることにする。ベッドフォードシャー裁判では、カパロ判決に基づいて、原告と被告の関係が近接していれば予見できたとされたが、カパロ判決

は経済的損失に限定されていたので、関係の近接が予見可能性につながるとの見解は退けられた。フェルプス裁判では、予見可能性が確立されたならば、コモンローの損害要件を構成できるとして、学校心理士は1985年10月頃に失語症と判断すべきであったとして、予見可能性を認めた。さらに、法廷に呼ばれた専門家の証言に基づいて、学校心理士の診断の失敗が、女児の学力低下を招き、雇用と賃金の損失につながったとされた。また、原告と被告の関係が密接であったことから、被告に予見可能性ありと判断した。

判決結果から見ると、ベッドフォードシャー判決とフェルプス判決における一番大きな相違点は地方当局の代位責任の認定である。しかし、代位責任はコモンローのなかで審査されるため、両者を分けた決定的な理由は、フェルプス裁判におけるバレット判決の見解の採用であるといえる。代位責任についていえば、双方の判決におけるコモンローの捉え方の違いに加えて、フェルプス裁判において、専門家は地方当局に代ってケアの義務を負うとの見解が支持されたこと、さらに、専門家の予見可能性が立証されたことである。

6．おわりに

児童虐待のケアおよび失語症の児童のケアに関して、地方当局とその被雇用者の過失責任を訴訟したベッドフォードシャー裁判およびフェルプス裁判における判決の論理を明らかにした。被雇用者の直接責任を認め、地方当局の代位責任を認めたフェルプス判決は、上告を棄却したベッドフォードシャー判決と比べると、判決の論理において大きな相違が存在するが、ベッドフォードシャー裁判の新規性を見逃すわけにはいかない。その理由は、ベッドフォードシャー裁判の控訴院記録長官が指摘した公共政策における約因説は、過失訴訟に対して議会から授けられた自由裁量を拠りどころとする地方当局の論理に、新しい視点を示したものとみなすことができるからである。

今後、地方当局に代位責任を認めたフェルプス判決は、定着するのであろうか。一審のG判事が指摘した、専門家による判断の瑕疵以上という側面だけが強調されるならば、フェルプス判決は、特殊な事例を扱った例外的な判決とみなされる余地もある。しかし、バレット裁判の見解に基づくフェルプス判決は、1966年の先例拘束性の原理の修正[23]に基づいて、判例変更として定着する可能性もあると思われる。

なお、日本の教育裁判において、学校の被雇用者または地方自治体が過失責任を負う場合、代位責任の位置づけは曖昧である。なぜなら、国家賠償法[24]によると、個人による賠償責任を認めていないため、学校の被雇用者が過失を犯した場合、地方自治体が賠償をおこなうため、形式上、地方自治体に代位責任が課されたように見えるが、実態は手続きに過ぎないからである。すなわち、学校の被雇用者に対する地方自治体による賠償負担は、あくまで手続きであり、法的な意味における地方自治体の代位責任と区別されるべきである。日本の教育裁判において、地方自治体に対する代位責任の判決が定着するかについては、今後注目していきたい。

1　BAILII, United Kingdom House of Lords Decisions, Phelps v. Mayor Etc. of The London Borough of Hillingdon, 2000, UKHL 47.

2　*The Guardian*, Negligence claims 'threaten future schooling', 10 December 2002.

3　Neville Harris, Liability under education law in the UK – How much further can it go? *European Journal for Education and Policy*, 4, Kluwers Academic Publishers, 2000, pp. 131 - 140.

4　Paul Meredith, Country Report: England and Wales, Liability in negligence for educational failure, *European Journal for Education Law and Policy*, 4, Kluwers Academic Publishers, 2000, pp.153 - 155.

5　BAILII, United Kingdom House of Lords Decisions, X（Minors）v. Bedfordshire County Council, 1995, UKHL 9.

6　Anne Ruff, *Education Law Text, Cases & Materials*, Butterworths, 2012, pp. 388 - 389.

7　磯野弥生、公立中学水泳授業飛び込み事故の国家賠償、最高裁昭和62年2月6日第二小法廷判決、別冊ジュリスト、教育裁判判例百選（第三版）、兼子仁編、有斐閣、No. 118, Jul. 1992, pp. 136 - 137。ここでは学校事故の判例を扱っているが、学校の被雇用者の過失責任を扱っているため、事案の本質はフェルプス裁判と変わらない。

8　ACID はArithmetic, Coding, Information, Digit spanを指す。

9　訴訟（action）は、法の下で請求が成立しないことが明白であるところにおいて、最高法院規則（Rules of the Supreme Court, RSC）18条、19条の下で棄却される。

10　1969年児童青少年法、児童虐待を対象に関する地方当局の義務（2条）。

11　1980年児童法、児童福祉に関する地方当局の義務（1条、2条）。

12　1989年児童法、児童福祉のセーフガードに関する地方当局の義務（17条）。

13　1970年地方当局社会サービス法7条は1990年国民健康サービス・コミュニティケア法50条に修正された。国務大臣の下で地方当局が実行する社会サービスについての条文。

14　BAILII, United Kingdom House of Lords Decisions, Caparo Industries Plc v. Dickman, 1990, UKHL 2.

15　記録長官（Master of the Rolls）は、控訴院の最上位の裁判官であり、民事部（Civil Division）を主宰する。

16　約因（consideration）は、約束者の利益と受役者の損失であるが、約因の成立に不可欠なのは後者とされている（田中英夫　編集代表『英米法辞典、第8刷』東京大学出版会、1999年, 183頁）。また、捺印証書（deed）によりなされた契約以外、約因はいかなる契約の拘束性にも必須である（Oxford Dictionary of Law, Seventh Edition, 2013, pp.122 - 123）。

17　BAILII, House of Lords Decisions, Henderson v. Merrett Syndicates, 1994, UKHL 5.

18　1944年教育法、学校の設置基準を守るための地方当局の任務（8条）、特別支援教育を必要とする児童の特定のための地方当局の義務（34条）、児童の教育に関する保護者の義務（36条）。

19　1981年教育法、特別支援教育を必要とする児童の普通学校における教育（2条3項）。

20　1983年教育（特別なニーズ教育の必要）規則 、教育、医療、心理上の助言を模索するための評価に関する地方当局の義務（7条）。

21　BAILII, United Kingdom House of Lords Decisions, Barrett v. London Borough of Enfield, 1999, UKHL 25.

22　教育学等で言及される専門職論との関係でいえば、過失責任を争う裁判においては、教員、医師、心理士などを特別な技能と専門性を有する専門家として括りながら、各分野の専門職論に照らして当該専門職の責任に関する判事の見解が形成されるとともに、専門家としてのケアの義務や予見可能性の有無などを審議するのが常である。なお、フェルプス裁判では、教員は直接責任の対象として審議されていない。

23　1966年、貴族院は実務慣行声明（Practice Statement）を発表して、先例拘束性の原理（doctrine of precedent）の修正がなされた（藤倉皓一郎、木下毅、高橋一修、樋口範雄編『別冊ジュリスト、英米判例百選、第三版』有斐閣、1996年, 152 - 153頁）。

24　国家賠償法（1条）。

【Abstract】

Negligent Liability under the Education Trial in the UK

—— Focusing on cases about the vicarious liability of local authority ——

Yoshihiro NAGATA

Graduate school, Nagoya University

In the 1990s there was trend of increasing litigation sued by pupil or parent as plaintiff against the local authority or school governing body as defendant, claiming negligent liability which caused damage to the child. This article considers negligent liability on education, especially vicarious liability of local authority, which is legal liability imposed on the local authority for breach of duty by person employed by the local authority. The law case of Phelps v. London Borough of Hillingdon is regarded important in a sense that the House of Lords as the Supreme Court judged the vicarious liability to the local authority, which is never seen before. This article compares two law cases, X v. Bedfordshire County Council and Phelps v. London Borough of Hillingdon, in which both plaintiffs claimed negligent liability due to breach of duties in the treatment of abused children by the local authority and diagnosis for child suffering from dyslexia by a school psychologist employed by the local authority, respectively. Although common points in legal proceeding of the two law cases is exercise of discretion by the local authorities, the judgments of these two trials at the Supreme Court are contrastive, because the appeal was struck out in the X v. Bedfordshire case, but in the Phelps v. Hillingdon case the Court judged direct liability to the school psychologist and vicarious liability to the local authority. Organization of this paper is delineated; first, the judgments at the Supreme Court for the X v. Bedfordshire case and the Phelps v. Hillingdon case are outlined. Second, this article confirms general concept about the duty of the statute and the common law duty of care by the Opinions for the Lords of Appeal for Judgment. Third, this article scrutinizes logic of the judgments in the X v. Bedfordshire case and the Phelps v. Hillingdon case, from viewpoints of the statute, common law and vicarious liability. Fourth, this article analyzes logic of the judgments in these two law cases. Finally, this article comments on the education trial in Japan from viewpoint of the vicarious liability.